

令和8年8月28日

関東運輸局

都市型ハイヤーの法令遵守の徹底について ～空港等における客引き行為等の違法行為の排除に向けて～

関東運輸局では、都市型ハイヤーによる空港等での客引き行為の実態把握のため、警察及び空港関係機関と連携し調査を実施しているところです。当局では、空港等において、都市型ハイヤーの運転者が営業所を介さず直接旅客と運送契約を締結する行為（いわゆる客引き行為）に対する監視を強化しており、関係機関と連携して指導及び取締りを実施しています。

このたび、空港における客引き行為が確認された都市型ハイヤー事業者に対し、行政処分を行いました。客引き行為に係る一連の事案は、旅客の安全・安心を損なうだけでなく、適正に事業を営む事業者との公正な競争環境を阻害するものです。

このため、当局では、令和8年8月28日、管内の都市型ハイヤー事業者に対し、「都市型ハイヤーの法令遵守の徹底について（注意喚起）」を発出（別添参照）し、法令遵守の徹底を求めました。

また、今後も悪質な違反行為については、監査の実施及び行政処分等により厳正に対処してまいります。

◎都市型ハイヤー事業者への主な要請事項

1. 客引き行為の禁止
2. 運転者に対する指導監督の徹底
3. 運行管理体制の強化
4. 事業計画に基づく管理の徹底

◎タクシー・ハイヤー利用者の皆様へのお願い

都市型ハイヤーは、事前の予約又は契約に基づいて運送を行うことが認められた事業です。空港、駅、宿泊施設等において、

- ・ 運転者から声を掛けられる
- ・ 予約していないにもかかわらず乗車を勧められる

といった行為は、都市型ハイヤー事業者による法令違反である可能性があります。

また、このような車両の利用は、

- ・ 運賃・料金トラブル
- ・ 事故発生時の補償上の問題
- ・ 安全管理が不十分な車両による輸送

などにつながる可能性があります。

違法なハイヤーや白タク等を利用しないでください。

なお、ハイヤーをご利用の際は、事前予約を行った事業者から配車された車両であることを確認してください。

空港、駅等で、タクシーをご利用の際は正規のタクシー乗り場をご利用ください。

《問い合わせ先》

関東運輸局自動車監査指導部 担当：青木、永井

TEL: 045-211-7271(直通) FAX: 045-201-8804

配布先：横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、ハイタク等専門紙

客引き禁止！

客引きハイヤーには乗らないで！安全・安心が確保されていません！



- ❌ **No soliciting!**
Do not take solicited limousine services!
Safety and security aren't guaranteed!
- ❌ **禁止拉客！**
请绝对不要乘坐招揽生意的高级出租车！
安全与安心无法得到保证！
- ❌ **호객행위 금지！**
손님을 유인하는 택시에는 타지 마십시오!
안전과 안심은 보장되지 않습니다!

そのタクシー、**本物**ですか!?
那辆出租车, 是正规的吗!?
그 택시, 진짜입니까!?

Is that taxi LEGAL!?

🚗 White license plates are **illegal**!



白色のナンバープレートは違法!
白色车牌是违法的! / 흰색 번호판은 불법입니다!

🚗 Soliciting is **illegal**!



乘客を勧誘することは違法!
拉客是违法的! / 호객 행위는 불법입니다!

Please use taxi and Limo Service from the designated stand.
正規の乗場からタクシー・ハイヤーを利用しましょう
请在正规乘车点使用出租车及包车服务 / 정식 승차장에서 택시의 예약 차량을 이용해 주십시오.


警察庁
National Police Agency


国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism


全国ハイヤー・タクシー連合会
Japan Federation of Taxi Associations



関自監旅第170号
令和8年8月28日

管内都市型ハイヤー事業者 各位

関東運輸局自動車監査指導部長

都市型ハイヤーの法令遵守の徹底について(注意喚起)

都市型ハイヤーは、運送の引受けを営業所においてのみ行い、1日以上の特属契約又は2時間以上の運送契約により運送を行うものとして許可されています。しかしながら、近年、一部の事業者による法令違反事案が発生しているところです。

具体的には、空港において、運転者が営業所を介さず直接旅客と運送契約を締結する、いわゆる客引き行為が現認され、行政処分を受けた都市型ハイヤー事業者が発生しています(別表参照)。客引き行為は、道路運送法第86条第1項に基づく許可条件に違反するものであり、一般乗用旅客自動車運送事業の適正な運営を損なうことから、事業停止処分の対象となります。

また、令和8年7月には、都市型ハイヤー事業者がその名義を第三者に利用させたとして、道路運送法違反(いわゆる名義貸し)の容疑により逮捕される事案も発生しています。

つきましては、下記事項について改めて確認及び点検を行い、自社における法令遵守の徹底を図られるようお願いいたします。

なお、上記行為その他法令違反が確認された場合には、監査を実施の上、道路運送法等に基づき厳正に対処することといたします。

記

1. 客引き行為の禁止

運転者に対し、空港、駅、港湾施設、宿泊施設、商業施設その他の場所において、営業所を介さず、運転者が直接旅客と運送契約を締結する行為(客引き行為)を行わせないこと

2. 運転者に対する指導監督の徹底

事業者は、運転者に対し、旅客自動車運送事業運輸規則等に基づき、上記客引き行為の禁止を含め、法令遵守について適切な指導監督を実施すること

3. 運行管理体制の強化

運行管理者を中心として、点呼の適正な実施、配車状況の把握、運転者の勤務実態の把握及び乗務記録の確認を徹底し、適切な運行管理体制を確保すること

4. 事業計画に基づく管理の徹底

運転者の車両持ち帰り行為等の事業計画違反により行政処分の対象となる事案が多く見受けられることから、事業用自動車の管理を徹底すること。

(別表)

客引き行為(条件違反)による都市型ハイヤー事業者処分一覧

処分年月日	事業者名(営業所)	処分内容	主な違反内容
R7.12.19	A事業者(東京)	許可取消し	・許可条件違反(成田空港にて客引) ・運行管理者未選任 ・健康診断未受診 等
R8.6.12	B事業者(千葉)	事業停止 30日	・許可条件違反(成田空港にて客引)
R8.7.14	C事業者(東京)	事業停止 30日	・許可条件違反(羽田空港にて客引)
R8.7.30	D事業者(東京)	事業停止 30日	・許可条件違反(羽田空港にて客引)
R8.8.4	E事業者(千葉)	事業停止 40日	・許可条件違反(成田空港にて客引) ・業務記録不実記載 ・事業計画違反(車両持ち帰り)